

DX 先端技術活用サービス等開発支援事業交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構理事長（以下「理事長」という。）は、県内企業が新製品や新サービスを提供する挑戦を促進し、新市場や高付加価値事業への進出を図ることで、付加価値向上と競争力強化、持続的な成長を実現するために、生成 AI、メタバースなどの先端技術を活用した革新的な製品やサービスの開発の取り組みに対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定。以下「機構要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。
- 2 この要綱において「中堅企業者」とは、前項に規定する中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が 2000 人以下の者をいう。
 - 3 この要綱において「助成事業者」とは、助成金の交付決定を受けた者をいう。
 - 4 この要綱において「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、本事業に関する製品やサービスの開発を新潟県内で行う新潟県内に本社、主たる事業所、または工場を設置している中小企業者及び中堅企業者とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル及び県内を本社所在地とする大企業は除く。(2)、(3) も同じ）の所有に属している中小企業者及び中堅企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上が大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者）の所有に属している中小企業者及び中堅企業者
- (3) 役員 の 総 数 の 2 分 の 1 以 上 を 大 企 業 の 役 員 又 は 職 員 が 兼 ね て い る 中 小 企 業 者 及 び 中 堅 企 業 者
- (4) 学校法人、宗教法人、NPO 法人、社会福祉法人、公法人、医療法人、士業法人等
- (5) 暴力団対策法に基づく暴力団員等が役員にいる者や、暴力団員等が事業活動を支配する者
- (6) 助成金の支払時点で破産している者
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有する者で事業税等を滞納している者
- (8) 公益財団法人にいがた産業創造機構に対する債務等の支払いが滞っている者
- (9) 過去に機構から助成を受け、不正等の事故を起こしている者
- (10) 同一の事業において、機構、国、都道府県、市町村、その他団体から助成金等が支

出されている者

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第3条に規定する対象が行う先端技術を活用した革新的な製品やサービスの開発を行う事業であって、対象者の付加価値額又は従業員一人あたり付加価値額のいずれかにおいて、相当程度の向上が見込まれる事業とする。

(助成金の交付基準)

第5条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額以内とする。ただし、算定した助成額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 助成事業の実施期間は別表2のとおりとする。

(助成金の交付条件)

第6条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 助成事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。

(5) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前項第1項の規定による申請を受けたときは、別表3に掲げる事項に

ついて総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。
 - (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
 - (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること
- 3 理事長は、助成金の交付決定を行おうとするときは、機構の審査会の審査意見を尊重するものとし、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。
- 4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとされたときには、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

- 第10条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 別表1に定める対象経費の区分間において、2割を超える増減をする場合
 - (2) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第6条第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 助成事業者が助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(状況報告)

第14条 助成事業者は、別記第5号様式による業務遂行状況報告書を理事長の指定する期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、別記第6号様式による実績報告書を助成事業が完了した日（第11

条の規定により事業の中止または廃止の承認を受けたときは、当該承認の日) から起算して 10 日を経過した日、若しくは理事長の指定した期日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 16 条 理事長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が助成金の交付の決定の内容(第 9 条の規定による承認をしたときは、その承認をした内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、助成事業者に通知する。

(助成金の支払)

第 17 条 理事長は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、遅延なく助成事業者に支払うものとする。

- 2 助成金の支払いを受けようとする者は、別記第 10 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(事業化等の状況報告)

第 18 条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後、5 年間、毎年度助成事業に係る事業化等の状況について、別記第 7 号様式による事業化等状況報告書及び決算報告書の写しを理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業化等状況報告書及び決算報告書の写しの提出は、毎会計年度(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。)終了後 10 日以内に行わなければならない。

(成果の発表)

第 19 条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて成果の発表会において、事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第 20 条 理事長は助成事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、助成事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

- 2 助成事業の完了後、会計検査院等が現地調査に入ることがある。この検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 21 条 この助成金により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)

で、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

- 2 助成事業者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第 8 号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。
- 3 理事長は、前項の承認をした場合、当該処分により助成事業者に入金があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。
- 4 助成事業者は、取得財産等について、別に定める取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 5 助成事業者は、取得財産等があるときは、第 15 条に規定する実績報告書に前項の取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。

別 表 1 助成対象経費

対象経費の区分	内 容
人件費	本事業に従事する者の直接作業時間 [※] に対して支払われる人件費（給与その他手当）※勤務時間における本事業の専念作業時間をいう
専門家経費	本事業の実施のために外部（専門家等）から技術指導や助言を受ける場合に要する謝金
旅費	本事業従事者や専門家の交通費、日当、宿泊費
備品費	本事業のために使用される機械・装置・工具・器具の購入に要する経費で、原則として借用（リース）が不可能な、1件（単価）50万円未満（税抜）のもの。ただし、事業実施に付随する必要最小限とすること。
開発費	原材料費、外注費、役務費、使用料及び賃借料、消耗品費、資料購入費
調査分析費	マーケティング調査費、モニター調査分析費
その他経費	本事業の実施に必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。

【助成対象外経費】

- 1 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていないもの
- 2 間接経費（消費税、銀行振込手数料、収入印紙代、光熱費等）
- 3 汎用性が高く助成事業以外でも使用可能な物品等に要する経費（パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ等）
- 4 助成対象期間外の使用に係る以下の経費^{※1}
 - (1) 機械装置等のリース料
 - (2) ホスティングサービス等の使用料・賃借料
 - (3) クラウドサービス利用料（IaaS、PaaS、SaaS等）
 - (4) 保守料
- 5 見積書、注文書（契約書）、納品書、請求書、銀行振込受領書（手形・小切手で支払った場合は、手形・小切手の耳、当座勘定照合表）等の支払い証拠書類に不備がある経費
- 6 助成事業に関係のない物品の購入や業務委託等に係る経費

※1 機械装置等のリース料、ホスティングサービス等の使用料・賃借料、クラウドサービス利用料（IaaS、PaaS、SaaS等）、保守料については、交付決定日以降の新規契約における、助成対象期間の費用のみが対象。助成対象期間分を日割り計算し計上すること。

別 表 2 助成金の交付基準

助成事業の実施期間	助成限度額	助成率
交付決定日から当該年度の2月20日まで	500万円	2分の1以内

別表 3 助成金の審査項目

1 評価項目

項目	評価のポイント	配点
① 顧客ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> どのような顧客が、どのような状況で、どのようなニーズを抱えているのかを客観的なエビデンスに基づいて具体的に示しているか。 開発するサービス等によって、顧客ニーズがどの程度満たされるのか、効果を検証できる指標が設定されているか。 	20
② 技術の先端性	<ul style="list-style-type: none"> 差別化要因になりうる新しい技術を活用しており、中長期的に申請企業の競争優位性を生み出す源泉となるか。 	20
③ 市場性	<ul style="list-style-type: none"> 十分な市場規模が見込まれ、将来的にも成長が期待できるか。 市場ニーズの有無を検証できているか。 	12
④ 計画の実現性・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施スケジュールは適切か。 財務状況等から事業を適切に遂行できるか。 事業を適切に実施できる体制が整っているか。 	12
⑤ 事業の収益性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> 事業化によって継続的に利益が確保され、付加価値額の向上が相当程度見込まれるか。 	24
⑥ 成果の波及効果	<ul style="list-style-type: none"> 新たな雇用の創出、他の技術や産業等への波及効果が期待できるか。 	12
合 計		100

2 加点項目

加点項目	概要説明/参考情報・外部サイト	加点
① DX 認定事業者	応募時点で有効な認定を受けている事業者 ・DX 推進ポータルサイト https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top	8
② パートナシップ構築宣言事業者	応募時点でポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者 ・パートナーシップ構築宣言ポータルサイト https://www.biz-partnership.jp/list.php	8
③ J-Startup NIIGATA 認定事業者	応募時点で J-Startup NIIGATA に認定されている事業者 ・J-Startup NIIGATA https://jstartup-niigata.com/startup/	4
合 計		20